

小樽市ゼロカーボン推進事業業務仕様書

1 業務名

小樽市ゼロカーボン推進事業業務

2 業務の目的

本市は、令和3年5月28日に「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、2050年ゼロカーボンの達成を見据え、令和5年9月には「小樽市地球温暖化対策推進実行計画【区域施策編】」（以下、「実行計画」という。）を策定したところであり、ゼロカーボンの達成を実現させるためには、市民・事業者・行政が一体となりゼロカーボン達成に向けた取組を推進していく必要がある。

実行計画策定後のファーストステップとして、実行計画に示す内容を周知し省エネ化を始めとした各取組を推進するとともに、市民・事業者自らがゼロカーボンに向けた取組ができるようになるための支援・意識啓発を行い、行動変容を図り、ゼロカーボン達成の実現に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託料

7,150千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

(1) 事業者支援

ア セミナーの開催

(ア) 内容

市内事業所を対象として、ゼロカーボンに関する社会情勢、動向、ゼロカーボンの取組の必要性及びメリットについて説明するとともに、企業の取組の先進事例や活用できる補助金等を紹介する。

(イ) 要件

- ・講師は、具体的なゼロカーボンの取組を促す契機となる内容を講演できる者や類似のセミナーの講演経験のある者など適切な者を選定すること。
- ・企業の取組の先進事例は、小樽市の地域性を考慮した企業を選定すること。
- ・補助金等については、国や北海道の補助金のほか、金融機関等による支援情報や省エネ最適化診断等、企業が活用しやすい制度を紹介すること。
- ・開催回数は1回以上とする。
- ・開催は、WEB配信やアーカイブ配信を可能とするなど、より多くの事業者が参加でき

るよう工夫すること。

イ 個別省エネルギー診断（5件以上）

診断件数は5件以上を努力目標とし、その内訳は日本標準産業分類に定める製造業を3件以上、日本標準産業分類に定める倉庫業（冷蔵倉庫業に限る。）を1件以上を含むものとする。

（ア）内容

- ・事業所のエネルギー使用量の実績等から、温室効果ガス排出量（ $t-CO_2$ ）を推計する。
- ・事業所の省エネルギーの現状をハード面及びソフト面から分析し、設備・機器の更新や最適な使い方等、改善を提案及び助言するとともに、提案内容による改善効果（エネルギー削減量、コスト削減額、二酸化炭素（ CO_2 ）削減量）を試算する。また、活用できる補助金等、助成制度について提案する（省エネルギー診断）。

（イ）要件

- ・温室効果ガス排出量（ $t-CO_2$ ）の推計について、その結果について評価、分析等を記載した報告書を作成し事業者の説明を行うとともに、事業者自らが温室効果ガス排出量を評価できるように支援すること。
- ・省エネルギー診断書を作成し、事業者の説明すること。
- ・診断は、グリーン購入法（環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。））の基本方針に定める省エネルギー診断と同等の水準とすること。

(2) 市民支援

ア 市民向けリーフレットの作成

（ア）内容

ゼロカーボンに関する市民に向けたリーフレットを作成し、新聞折込その他の方法において市民に周知する。

（イ）要件

- ・作成部数は、新聞折込が約32,000部、ほか配布用が1,000部の合わせて約33,000部とする。
- ・新聞折込は1回とし、リーフレットの用紙は、新聞折込はB3サイズ2つ折り、配布用はA3サイズ2つ折りとすること。
- ・新聞折込以外の配布について、市民に広く周知できるよう効果的に配布すること。
- ・市民の省エネライフスタイルへの行動変容を促す内容とすること。
- ・リーフレットの印刷について、市内経済の観点から市内に本店を有する事業者を利用すること（受託者が市内に本店を有する場合であって自社において印刷する場合を除く。）。

イ 省エネライフスタイル推進事業（コンテストの実施）

（ア）内容

市民にCO₂排出量削減に取り組んでもらい、削減率の高い上位の市民に賞品を提供し、市民の省エネライフスタイルへの行動変容を促す。

（イ）要件

- ・「北海道ゼロチャレ！家計簿」アプリの利用を参加条件とすること。
- ・削減率の指標は、電気及びガスの使用量とすること。
- ・賞品は、市民の行動変容に繋がるような効果的なもの、かつ、ゼロカーボンの取組に関与するものとする。また、市内経済の観点から市内事業者から調達すること。
- ・CO₂排出量削減効果の検証や効果のあった取組を市民に波及できるよう、アンケートを実施するなど取組例を把握できるよう内容を設計すること。
- ・参加率を高める効果的な広報を実施すること。

ウ 間伐材活用推進活動

（ア）内容

健全な森林維持を目的として間伐材の利用を推進するため、間伐の重要性・必要性及び間伐材の有効利用について学ぶとともに木製品を家庭生活の中に取り入れることができるよう、間伐材を使用した木工品の制作教室等のイベントを実施する。

（イ）要件

- ・開催回数は1回とする。
- ・間伐材については、可能な限り道内産の材料を使用すること。
- ・森林の保全と適切な整備や木材利用CO₂の吸収源の増加に寄与することを普及啓発できる内容とすること。
- ・講師は、家庭での行動変容を促す契機となるような内容を教授できる者や類似のイベントの講演経験のある者など、適切な者を選定すること。
- ・刃を有するなど怪我の発生の恐れのある道具を使用する場合は、賠償保険に加入すること。なお、この場合の保険料は委託料に含むものとする。

(3) 共通事項

ア 各業務において、「ゼロカーボンシティ小樽市」の表明の周知及び「デコ活」を普及できる内容とすること。

イ 各業務に当たっては、集客効果を高めるよう創意工夫すること。

ウ 参加者を募る業務については、周知、広報・募集、受付、決定、連絡を含むものとする。

エ セミナーなど会場を使用する場合にあっては、会場の選定、利用申請（ただし、市有施設を使用する場合を除く。）、必要物資の運搬、会場設営等の運営を含むものとする。

オ セミナー及び各イベントにおいて、参加費を無料とすること。

カ 各業務に要する物品、材料等その他の調達及び経費を含むものとする。

- キ 各業務を完了したときは、成果品として実施結果等を取りまとめた報告書を提出すること。
なお、報告書は電子媒体（CD-R等）及び紙媒体1部とする。

6 成果品

- (1) 業務実施報告書（電子データ（CD-R等）及び紙媒体3部）
- (2) 作成したコンテンツのデータ及びリーフレットなどへ掲載をした写真・画像データ一式

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たり必要な事項については、小樽市と協議すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は小樽市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。また、受託者は、小樽市からの指導・助言については、速やかに検討し、必要に応じて対応すること。
- (3) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務終了後も同様とする。
 - イ 受託者は、小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第3号）その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務で得られた成果は、原則、小樽市に帰属する。
- (6) 普及啓発用のリーフレットや広告物等の作成に使用した全ての素材に係る著作権は、小樽市に帰属する。
- (7) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
- (8) 受託者は、参加者に対して、受託者の営利に繋がるとみなされる行為を行わないものとする。
- (9) 本事業に係る令和6年度小樽市予算が成立しなかった場合には、契約等は締結しないものとし、予算が減額で成立した場合は、業務の内容を変更するものとする。